

平成30年9月18日

工事検査課長

デジタル工事写真の小黑板情報電子化（電子小黑板）について（お知らせ）

このことについて、下記のとおり運用することとしたので、お知らせします。

記

1. 運用方法

富山市が発注する建設請負工事について、「電子小黑板の活用について」（平成29年8月1日付け富山県建設技術課第152号）に基づき運用するものとします。

2. 開始日

平成30年10月1日以降に、公告又は指名通知を行う案件から適用します。なお、既に公告済み又は指名通知済みの案件については、監督員と協議した上で運用してよいものとします。

3. 留意事項

- ・電子小黑板の導入にかかる費用は、技術管理費（土木等）もしくは現場管理費（建築等）に含まれるものとします。
- ・電子納品の対象外工事においても、運用してよいものとします。

（担当）財務部工事検査課
（TEL 076-443-2212）